

部活動の在り方に関するガイドライン



平成30年9月
糸島市教育委員会

はじめに

部活動は教育課程外の活動でありながら、生涯にわたって文化的な活動やスポーツに親しむための基礎づくり、豊かな人間性の育成、学年を越えた人間関係づくりなど、その教育的価値が広く認められており、各学校でもその推進を積極的に図ってきました。特に、心身の成長の過程にある中学生にとって、部活動に親しむことは、体力等を向上させるとともに、公正さと規律を学ぶ心や態度を培うなど人格の形成に大きな影響を及ぼすものであり、豊かな人間性を育む基礎となるものです。

しかしながらこれまで、特に運動部活動指導者による体罰や体罰につながる不適切な指導が問題となり、福岡県教育委員会は、文部科学省・スポーツ庁の「運動部活動での指導のガイドライン」（平成25年5月）を踏まえ、不適切な指導の根絶を図るとともに、運動部活動の本来の目的を達成するため、平成26年3月「福岡県運動部活動運営の指針」を示しました。

現在、社会環境や生活様式の変化に伴い、新たに少子化や生徒のニーズの多様化、指導者の不足、教員の多忙化など、中学校部活動をめぐる課題は、ますます複雑化・多様化してきています。

このような中、平成30年3月、文部科学省・スポーツ庁は、生徒にとって望ましいスポーツ環境を構築するという観点に立ち、地域や学校の実態に応じて、運動部活動が多様な形で最適に実施されるよう「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を策定しました。このガイドラインには、長時間の部活動による生徒の身体的負担や学校生活全体でのバランスの問題、そして教員の長時間勤務や担当スポーツ未経験での競技指導といった業務負担の問題等が示されています。

本市においても、運動部活動だけでなく全ての部活動をめぐる諸課題に対応し、健全な部活動を推進していくため、国のガイドラインを参酌し、今後も持続可能なものとなるよう「部活動の在り方に関するガイドライン」を策定しました。各学校におかれましては、このガイドラインを基に、適正な部活動の運営を行い、家庭や地域と協力して、生徒一人一人の健全な成長促進に努めていただきますようお願いいたします。

平成30年9月

糸島市教育委員会教育長

目 次

1	糸島市の基本方針	1
	(1) 現状	
	(2) 合理的かつ効果的な指導への転換	
	(3) 活動時間と休養日の設定	
	(4) 体罰や不適切な指導の防止	
2	部活動の組織的な運営	3
	(1) 学校における活動方針	
	(2) 部活動顧問の役割	
	(3) 部活動顧問の適切な勤務時間の管理	
	(4) 部活動の開設と休部・廃部	
3	安全管理と事故防止	5
	(1) 健康状態の把握	
	(2) 安全点検と安全指導	
	(3) 事故発生時の対応	
4	外部指導者及び保護者・地域との連携	6
	(1) 外部指導者の活用	
	(2) 部活動指導員の活用	
	(3) 保護者との連携	
	(4) 地域との連携	

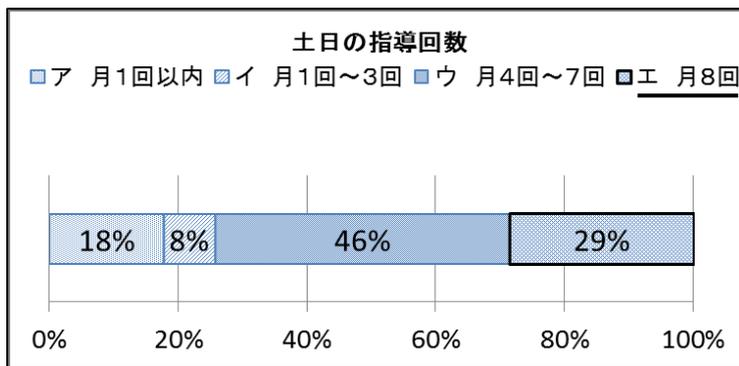
1 糸島市の基本方針

(1) 現状

部活動は、生徒の多様な学びの場として教育的な意義は大きいですが、ここ数年、生徒の減少による学校規模の縮小や教員の年齢構成等からいくつかの課題が生まれている。(調査は平成29年6月)

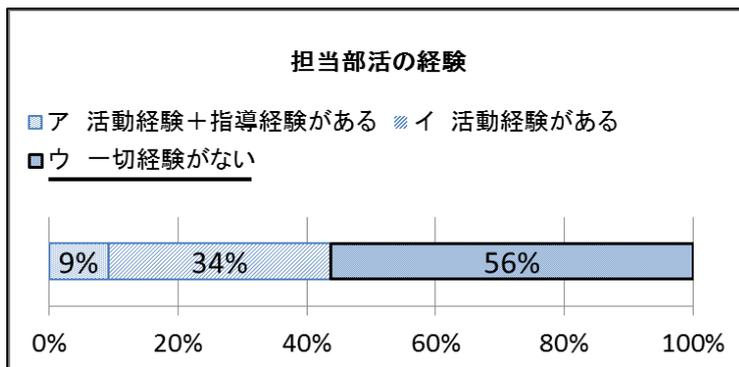
①生徒の心身の成長に有効な合理的かつ効率的・効果的な指導

＜適切な休養が与えられているとは言えない「土日休みなしの部活動」が3割＞



②部活動の経験がない顧問の増加による安全指導を含めた専門性の担保

＜部活動の経験がない顧問は5割以上＞



③顧問の複数配置

＜部活動数100のうち、複数配置できているのは71＞

	前原中	前原東中	前原西中	二丈中	福吉中	志摩中
部活動数	23	24	16	11	8	18
顧問複数配置部数	12	24	16	7	7	5
外部指導者数	6	6	9	7	9	8

④外部指導者の活用

＜顧問や保護者と指導の在り方に関する共通理解が必要＞

⑤顧問の負担感の軽減

＜部活指導への負担を感じる顧問は7割（経験のない顧問、ベテラン層ほど高い）＞
 このような課題を解決し、持続可能な運営及び生徒の好ましい成長につなげていくことが必要である。

(2) 合理的かつ効果的な指導への転換

部活動の指導においては、精神的な指導に偏ることなく、科学的根拠に基づいた合理的な指導により生徒の可能性を引き出し、健康・安全、スポーツ障害などに留意した活動を行うことや、勝利至上主義的・結果優先的な考え方に陥らず、学校教育の一環として生徒の豊かな人間性の育成につなげることが重要である。そのため、全部活動で以下の内容に留意し、指導を行う。

- 生徒の自主的・自発的な活動となるよう、生徒個人あるいはチームの課題・目標に応じたPDCAサイクルを生徒自ら行わせる。
- 顧問は、練習内容や方法の意図を生徒と共有する。
- 生徒の心理面を考慮し、生徒一人一人の長所を伸ばす指導を行うとともに、試合や大会に出場できなかった生徒にも、所属感や達成感を味わわせる。
- リーダーに過度な負担を負わせることなく、適切なフォローを行い、生徒間の望ましい人間関係や人権感覚の育成を行う。
- 顧問は、生徒同士の間人間関係を適正に把握し、日頃から生徒が不安や悩みを相談しやすい信頼関係や体制づくりを行う。

(3) 活動時間と休養日の設定

糸島市における活動時間と休養日については、原則以下の通りとする。

○活動時間

- ・準備等の時間を除き、平日では2時間程度、学校の休業日（長期休業中も含む）は3時間程度とする。またその限りにおいて、生徒が安全に登下校できるように、季節により変化する日の出・日没による柔軟な活動時間を設定する。
- ・朝練習は、生徒の発達段階や健康状態（朝食の摂取や睡眠時間の確保）、家庭の事情等を考慮し、個別に対応できるようにする。なお、準備等の時間を除き、開始時刻は午前7時30分以降とする。

○休養

- ・学期中は、週当たり2日以上以上の休養日を設ける（平日は少なくとも1日、週末は土曜日と日曜日のいずれか1日）。
- ・大会への参加などにより、やむを得ず土・日に活動するような場合は、代替休養日を確保する。また、終日の活動になる場合は、休息を十分にとり、部員の健康管理に努める。
- ・長期休業中の休養日は、学期中に準ずる形で設定する。

○対外試合・大会等の参加

- ・校長は、生徒の教育上の意義や生徒・部活動顧問の負担が過度とにならないことを考慮して、対外試合や大会等への参加を精査する。また、顧問及び部活動指導員が運転する自家用車等での引率については原則として行わず、公共の交通機関等を使用する。

(参考：「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」平成30年3月 スポーツ庁)

(4) 体罰や不適切な指導の防止

いかなる場合も体罰の行使は、生徒の人間としての尊厳を否定するものであり、社会的規範に反し、スポーツ、文化・芸術の価値を著しく損なうものである。体罰は、直接受けた生徒だけではなく、その場に居合わせた生徒にも、精神的に悪い影響を及ぼすことになることを認識すること。どんな場面であっても、体罰は許されない。暴力行為のみならず、威圧的な言葉や態度による指導は、生徒の健全な成長に悪影響を及ぼす。体罰を伴う指導は、顧問と生徒の間で信頼関係があれば許される、との認識は大きな誤りである。

2 部活動の組織的な運営

(1) 学校における活動方針

校長は、本ガイドラインに基づき、毎年度、学校の部活動に係る活動方針を作成し、職員会議等でその活動方針を確認するとともに、部活動保護者会や学校のホームページ、学校通信等を使って、保護者に説明を行う。また、各部の運営・指導は顧問教員に任せきりにならないように、部活動の顧問会議等を定期的に行う。

また、各部のキャプテンやリーダーの生徒が、部活動の在り方について意見交換する場を設定したり、各部活動顧問と保護者が部活動の在り方について共通理解する保護者会を設定したりする。

さらに校長は、顧問の決定にあたって、教師の校務分掌や顧問の配置状況、教師の家庭状況等を勘案した上で、適切な校務分掌となるよう配慮する。

(2) 部活動顧問の役割

- 顧問は、生徒とのコミュニケーションを十分に図り、心身の発達段階に応じて、競技種目等の特性をふまえた科学的なトレーニングや練習方法を積極的に導入し、休養を適切にとりつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。また、原則として生徒の練習に立ち会い、直接指導を行うこととする。
- 部活動の経験がない顧問が多くなってきていることを踏まえ、競技種目の専門性の高い顧問を講師とした指導者研修を各学校が連携して行う。
- 顧問は、毎月、活動場所や活動時間、休養日を記した部活動計画を作成し、校長に提出するとともに、事故防止・安全対策、大会等への引率、保護者との連絡・調整等を計画的に行う。また、練習試合や大会への引率については、交通手段等を含め、保護者に対して十分説明を行う。なお、顧問が運転する自家用車での引率は原則として行わない。
- 部活動については、練習時、顧問がやむを得ず立ち会えない場合は、他の顧問と連携・協力し、生徒の安全面に配慮した指導を行う。

(3) 部活動顧問の適切な勤務時間の管理

校長は、教師の部活動への関与について、糸島市教育委員会「教職員の働き方改革取組方針」を踏まえ、法令に基づき、適正に管理を行う。

(4) 部活動の開設と休部・廃部

校長は、部活動の開設並びに休部・廃部について、検討段階から教育委員会と協議を行うこと。

①部活動の開設

自主的で計画的な活動が2年間継続でき、大会等にも出場可能な人数がそろい、かつ部活動顧問が配置可能な場合、部活動編成委員会等を組織し、新たな部活動の設置を検討する。その際、継続的な運営等について十分検討し、決定する。

②休部・廃部

生徒の減少に伴う学校規模の縮小により、従来から存続している部活動の運営に係る顧問の配置が困難な場合や、大会引率等の管理運営が難しくなった場合には、部活動の休部・廃部について検討することが必要である。検討にあたっては、以下の手順により行う。

- 1 児童生徒数の意向を踏まえ、数年先を見据えた適切な部員数及び顧問数を設定する。
- 2 適切な部員数や顧問数に満たない場合、校内で部活動編成委員会等を組織し、休部とするか否かを検討する。
- 3 休部は中体連夏季大会あるいは中文連終了後からの実施とする。
- 4 休部状態が2年続いた場合は廃部とする。

なお、決定までの過程あるいは決定後についての留意事項は以下の通りである。

[決定までの留意事項]

- ・ 現部員にとっては下級生が入部しないという問題を含むため、所属する生徒や保護者に対する、議論の経過や検討結果の丁寧な説明を行う。
- ・ 現部員及び保護者への説明後、新1年生とその保護者に対し入学説明会等で周知するとともに、入学後の新入部員募集の際にも状況を説明する。

[決定後の留意事項]

- ・ 少なくとも3年生まで活動できるような体制や運営を工夫する。例えば、他校との合同練習を行ったり、合同チームを編成したりするなど、現部員の活動を保障する。
- ・ 休部の場合は、顧問を置く。ただし、他の部活動とのかけ持ちを可とする。

3 安全管理と事故防止

(1) 健康状態の把握

日頃から生徒が自分の健康管理について関心や意識をもち、適度な休養と水分の補給に留意できるよう指導すること。また、家庭環境調査票や保健調査票等をもとにぜんそく、心疾患など生徒の健康状態を把握し、医師の指示があれば従うとともに、養護教諭、学級担任、保護者と連携をとること。

(2) 安全点検と安全指導

学校は施設、設備、用具の使用前、使用後及び定期的な点検を行うこと。また、競技種目の技術だけでなく、安全面の指導も含めてその競技種目の理解となることを踏まえ、生徒自ら使用前、使用後の安全確認を行わせるなど、安全への意識を高める指導を行い、事故の未然防止に努めること。

気象庁が発表する高温注意報や雷注意報などの情報を収集するとともに、その内容に応じて生徒の安全確保に努めること。高温注意報が発せられた場合は、その時間帯における屋外の活動を原則として行わない。熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、早期の水分・塩分の補給や体温の冷却、病院への搬送等、適切な対応を徹底すること。また、「暴風」「大雨」「洪水」の警報が出されている場合は、部活動を中止し、生徒の安全確保に努めること。

さらに、校内または活動場所にある AED の保管場所を確認し、事故発生時の対応が速やかに行えるようにすること。心肺蘇生法や AED の使用法についても、年度当初のできるだけ早い段階で全職員で共通理解を図り、緊急体制を確立しておくこと。

これらのことは、校外で活動を行うときも同様で、使用する前に会場責任者と安全面の確認を必ず行うこと。

(3) 事故発生時の対応

人命救助を最優先とし、危機管理マニュアルをもとに緊急体制を確立しておくこと。事故発生に際しては、傷病者への的確な初期対応を第一とし、負傷者の立場にたった誠意ある対応、保護者への丁寧な説明、教育委員会への報告等を行うことが求められる。また、次の項目については、誰がどのように行うのかを年度初めに全職員で確認すること。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・発生した事態や状況の把握、生徒の安全確保、応急手当、管理職への報告、他の職員への協力要請や緊急連絡・救急車の要請、消防、警察、教育委員会など関係機関との連携・事故発生状況及びその対応の正確な記録・保護者への連絡と丁寧な説明 |
|---|

事故やケガはいついかなる場合も起こりうるものなので、部活動顧問がその場にはいない場合の教員への連絡について、全生徒へ指導しておくことが必要である。

また、事故が発生した場合は、事故の検証を必ず行い、再発防止に向けた対策等を学校全体で考え、取り組んでいくことが必要である。

4 外部指導者及び保護者・地域等との連携

(1) 外部指導者の活用

顧問は、指導に際して保護者や地域と連携を図り、外部指導者等との協働体制を構築し、生徒の活動がより充実するよう努めること。外部指導者は、顧問が担う役割のうち、特に指導面を補助する役割を担うものであり、部活動運営のすべてを任せることがないよう留意すること。

(2) 部活動指導員の活用

部活動指導員については、校長の監督を受け、部活動の技術指導や大会への引率等を行うことを職務とするものである。部活動指導員の活用については、糸島市が規程する「部活動指導員設置規則」に基づき、活用すること。

(3) 保護者との連携

部活動を適正に運営し、充実させるためには、保護者の理解と協力を得ることが不可欠である。部活動に対する保護者の考え方や要望が多様化している中で、部活動の位置づけやその運営について正しく理解してもらい、共通理解を図ること。そのためにも以下の事項に留意し、保護者との連携を行う。

- ・部活動の運営方針や年間計画を説明する保護者会を年度当初や代替わり等の時期に開催する。
- ・長期休業中の活動計画は、長期休業に入る10日以上前に配付し、保護者や生徒が休業中の計画を立てられるよう配慮する。
- ・大会、発表会の日程は決まり次第、早めに文書で知らせる。
- ・練習等による傷病時には必ず保護者に連絡をとり、適切な対応をする。

(4) 地域との連携

技術や体力の向上に向けて、市のスポーツ協会や文化団体等との連携を積極的に図ること。また、地域行事に関する情報収集を行い、部活動休養日の設定を行うとともに地域のなかで貢献できる人材の育成を、学校教育全体を通じて行っていくこと。